

施術所・出張専門業  
開設等の手引き



チーバくん

千葉県

平成31年3月

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

## 目次

1. 施術所の開設手続き	1
2. 施術所の名称	2
3. 施術所の構造設備基準	3
4. 衛生上必要な措置	5
5. 広告の制限	5
6. 施術所開設届出事項に変更を生じた場合	6
7. 施術所を休止・廃止・再開する場合	6
8. 施術者出張専門業の開始について	7
9. 施術者出張専門業の届出事項に変更等が生じた場合	7
10. 滞在施術業の開始について	7
第43号様式 施術所開設届	8
第44号様式 施術所開設届出事項中一部変更届	10
第45号様式 施術所（休止、廃止、再開）届	11
第46号様式 出張業務開始届	12
第47号様式 出張業務（休止、廃止、再開）届	13
第48号様式 滞在業務届	14
様式第1号 施術所開設届出済証明交付申請書（あはき法）	15
様式第2号 出張業務開設届出済証明交付申請書	16
様式第3号 施術所開設届出済証明交付申請書（柔整法）	17
様式第4号 施術所開設届出済証明書（あはき法）	18
様式第5号 出張業務開設届出済証明書	19
様式第6号 施術所開設届出済証明書（柔整法）	20

この手引きでは、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（以下『あはき法』という。）に基づくあん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゆう業及び柔道整復師法（以下『柔整法』という。）に基づく柔道整復業を行う施術所の開設について説明します。

事前相談	開設	開設届提出	現地調査
構造設備や添付書類、開設の日程、広告などについて、あらかじめ開設予定地の保健所にご相談ください。	施設設備等が整い、施術を開始できる状態です。	開設後10日以内に保健所窓口に届け出てください。	保健所の監視員が施設の調査に伺います。 (あはき法第10条、柔整法第21条)

## 1. 施術所の開設手続き

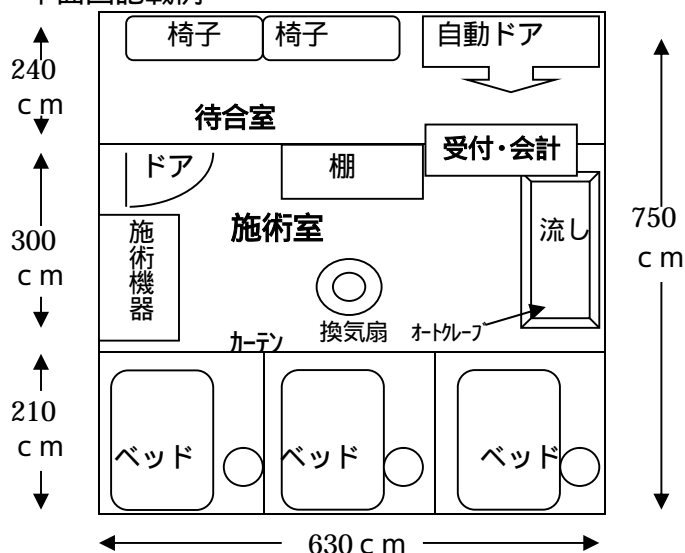
施術所開設後10日以内に「施術所開設届」2部を施設の所在地を所管する保健所に提出してください。受領印を受け、1部は控えとして保存してください。

(あはき法第9条の2、柔整法第19条)

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届		2部	様式は千葉県庁公式HPからダウンロードすることができます。
添付書類等	施術所の平面図	1部	各室の用途及び寸法をメートル単位で示し、ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放部分(窓等)の位置又は換気装置の種類、位置、消毒設備の位置等を記入してください。
	施術所の案内図 (所在地周辺の見取図)	1部	最寄りの駅等から施術所所在地までがわかる図面。所在地を朱塗りしてください。
	業務に従事する施術者の免許証の写し	1部	免許証原本と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。
	開設者が法人の場合	1部	定款(寄付行為)の写及び登記簿謄本
	運転免許証等	提示のみ	開設者(法人の場合を除く。)及び業務に従事する施術者の運転免許証等の原本を窓口にお持ちください。

\* 開設者・施術者の本人確認については、運転免許証等により行うよう国から通知がありましたので、詳しくはお問い合わせください。

平面図記載例



## 2. 施術所の名称

施術所の名称は、あはき法又は柔整法の広告の規制を受けます。

施術所以外の医業類似行為施設と区別するために、『マッサージ指圧』『鍼灸』『接骨』等を名称につけることが望ましいとされています。

施術所の名称として認められていないものの例

	内容	具体例
(1)	医療法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）、その他の法律に抵触する名称（医療法第3条） （広告取締に関する件：医収第五八九号）	病院、診療所、クリニック 薬局、療院（はり療院等は可）、 はり科、きゅう科 治療所（はり治療所等は可）
(2)	医師でなければ、医師又はこれらに紛らわしい名称を用いてはならない。 （医師法第18条）	鍼灸医、中国鍼医
(3)	あはき法に基づく施術所は柔整法に抵触しないこと。柔整法に基づく施術所はあはき法に抵触しないこと。（指導基準）	鍼灸接骨院 （鍼灸院・接骨院と併記表記は可）
(4)	施術所で認められていない医業類似行為名を使用すること。（指導基準）	整体院、カイロプラクティック、エステティック

指導基準 国の通知等で指導される基準

看板のレイアウトについて（兼業の場合に限る）

（例）同一建物内において兼業する場合、届出名称が「ピーナッツ鍼灸院」と「ピーナッツ接骨院」のとき。なお、兼業でなくなった場合は看板の修正が必要となります。

認められる例

ピーナッツ鍼灸院・接骨院		ピーナッツ接骨院 鍼灸院	
ピーナッツ	鍼灸院 接骨院	ピーナッツ鍼灸院 接骨院併設	
ピーナッツ	鍼灸 接骨	院	ピーナッツ鍼灸院 ピーナッツ接骨院
ピーナッツ 鍼灸院 接骨院			

認められない例

以下の例は、届出られた名称と異なるため看板に掲げることは認められません。

例1：ピーナッツ鍼灸・接骨院

例2：ピーナッツ鍼灸（接骨）院

### 3. 施術所の構造設備基準

#### 施術所を専業する場合

あはき法施行規則第25条及び柔整法施行規則第18条により構造設備基準が設けられています。開設にあたっては下記の事項に適合するようにしてください。

(1)	構造設備基準	<p>ア 6.6㎡以上の面積を有する専用の施術室を有すること。</p> <p>イ 3.3㎡以上の待合室を有すること。</p> <p>ウ 施術室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること(ドアは開放面積に含まない。)窓の解放面積は実際に開放される面積を計算すること。</p> <p>エ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。</p>
(2)	施術所の独立性	<p>施術所は住居、店舗等と構造上独立(出入口、廊下、受付、待合、便所等は共用しないこと。)していること。(指導基準)</p> <p>ただし、一定の条件の下で、構造設備を共用することはやむを得ないものとして受理する。</p> <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施術室は専用である。</li> <li>・ 生活用又は別事業用の部屋に入らないような動線の工夫がされている。</li> <li>・ 清潔の保持及び利用者のプライバシー確保のための措置がされている。</li> </ul> <p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅に施術所を設ける場合(マンションを含む)</li> <li>・ 施術所建物内に、居宅支援事業所等を設ける場合</li> <li>・ 施術所が開設されている同一の建物内(ビル等)で民間療法を行う場合</li> </ul>
(3)	施術室と待合室の区画	<p>ア 施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られ、固定した扉を設けること。(指導基準)</p> <p>イ 防災上、アを満たすことができない場合は固定されたパーテーション等で区画すること。(指導基準)</p>
(4)	プライバシー保護	<p>ベッドを2台以上設置する場合や待合室から受付のカウンター越しなど、施術室が見渡せる場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。(指導基準)</p>
(5)	感染対策	<p>はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。使い捨てのはりを使用する場合は、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。(指導基準)</p>

指導基準 国の通知等で指導される基準

#### 同一建物内で施術所を兼業する場合

原則として2つの構造設備を持つこととなりますが、一定条件の下で、構造設備の共用が認められます。なお、開設届はあはき法及び柔整法に基づく届出が必要となります。

(1)	施術者が2人以上となる場合は、双方の施術室を固定壁で区画すること。(指導基準)
(2)	あはき法及び柔整法に基づく免許を両方とも有する施術者が1人で施術する場合は施術室を兼ねてもよい。(指導基準)

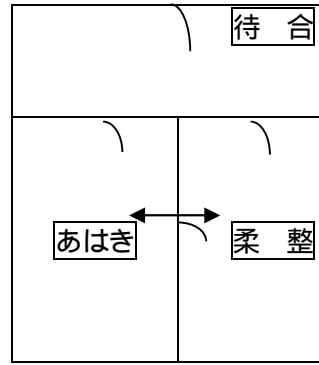
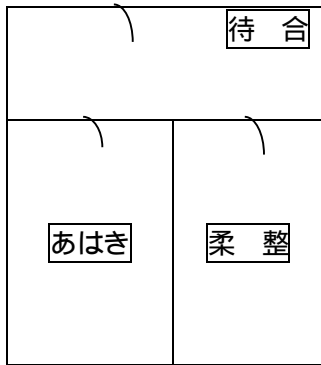
\* 施術所内で他の医業類似行為(整体、カイロなど)を行うことはできません。

\* 施設の区画、使用する器具類、広告等を共有することはできません。

## 兼業する場合の構造について

(例1) × : 双方施術室が固定壁で区画されている

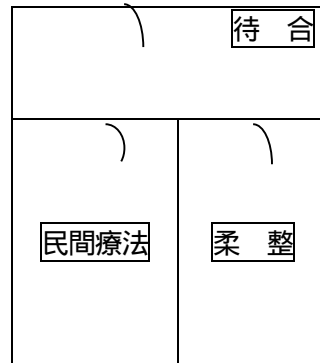
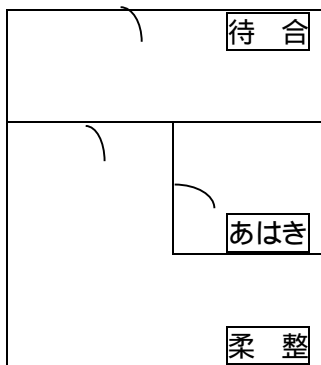
(例2) × : 双方の施術室が固定壁で区画されていない



∪ : 入り口(ドア)

(例3) × : 他の法律の施術所を通過するため

(例4) × : 民間療法と構造設備が共用のため



## 4 . 衛生上必要な措置

あはき法施行規則第26条及び柔整法施行規則第19条より施術所では、衛生上必要な措置を講じることとされています。施術室の清潔保持や使用するタオル等物品の管理には配慮してください。

衛生上必要な措置	<p>ア 消毒用エタノールなどの消毒液(剤)による清拭に務め、常に清潔に保たれていること。</p> <p>イ 採光、照明及び換気を十分にすること。</p> <p>ウ 物品の共有使用は避けること。</p> <p>エ ペーパータオルを使用するなど、使い捨て製品により、衛生を担保すること。</p>
----------	--

## 5. 広告の制限

あはき法及び柔整法に定められた事項以外は、原則として広告することはできません。

また、広告可能な事項、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならないとされています。（あはき法第7条）（柔整法第24条第2項）

### 1 広告できる事項（あはき法第7条）

- (1) 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- (2) 業務の種類（あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業又はきゅう業）
- (3) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (4) 施術日又は施術時間
- (5) その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付 厚生省告示第69号）
  - ア もみりようじ
  - イ やいと、えつ
  - ウ 小児鍼（はり）
  - エ 医療保険療養費支給申請ができる旨（療養費の支給にあたっては、医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
  - オ 予約に基づく施術の実施
  - カ 休日又は夜間における施術の実施
  - キ 出張による施術の実施
  - ク 駐車設備に関する事項
- (6) 法第9条の2第1項前段の規定による届出をした旨（千葉県様式1, 2, 4, 5）

### 2 広告できる事項（柔整法第24条第1項）

- (1) 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- (2) 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- (3) 施術日又は施術時間
- (4) その他厚生労働大臣が指定する事項（平成11年3月29日付厚生省告示第70号）
  - ア ほねつぎ(又は接骨)
  - イ 医療保険療養費支給申請ができる旨（脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。）
  - ウ 予約に基づく施術の実施
  - エ 休日又は夜間における施術の実施
  - オ 出張による施術の実施
  - カ 駐車設備に関する事項
- (5) 法第19条第1項前段の規定による届出をした旨（千葉県様式3, 6）

広告できないものの例

適応症（骨折、腰痛など）の列挙は『技能』に該当するため広告できません。

流派名（ 流など）は施術方法並びに経歴に関する事項のため広告できません。

「交通事故」といった文言や料金について、広告することは認められません。

（例）「交通事故治療専門」、「むち打ち専門」

折込みチラシに症状やキャンペーン、患者の声の記載はできません。（許可項目ではない）

## 6 . 施術所開設届出事項に変更を生じたとき

開設届出事項に変更を生じたときは、変更後10日以内に「施術所届出事項変更届」を所轄する保健所に提出してください。控えが必要な場合は写しを持参してください。

(あはき法第9条の2第1項、柔整法第19条第1項)

提出書類		提出部数	注意事項
施術所開設届出事項中一部変更届		1部	
変更事項	添付書類等	提出部数	注意事項
構造設備の変更のとき	施術所の平面図 (変更前・変更後)	1部	変更前・変更後の図面を添付してください。 ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法・面積、外気開放面積・位置・換気装置の位置、消毒設備の位置等を記入してください。
従事者の変更のとき	業務に従事する施術者の免許証の写し	1部	変更前・変更後の欄に従事者を記入します。 また、新たに業務に従事する施術者につきましては、 <b>免許証原本</b> と照合しますので、原本を窓口にお持ちください。
	業務に従事する施術者の運転免許証等	提示のみ	新たに業務に従事する施術者につきましては、運転免許証等で本人確認を行いますので、原本を窓口にお持ちください。
開設者に関する事項のとき (姓や住所の変更等)	運転免許証等	提示のみ	変更前・変更後の欄に開設者に関する事項を記入します。 また、開設者が個人の場合は、運転免許証等で本人確認及び変更事項の確認を行います。住民票などの原本を窓口にお持ちください。

\* 変更事項が法人に関する事項である場合は、必要に応じて登記事項証明書の提示を求められます。

\* 本人確認については、運転免許証等により行うよう国から通知がありましたので、詳しくはお問い合わせください。

\* 開設者の変更については、施術所は廃止になりますので廃止と新規開設の手続きをしてください。

## 7 . 施術所を休止（廃止）又は再開する場合

施術所を休止、廃止又は再開した場合は、10日以内に「施術所(休止、廃止、再開)届」を保健所に提出してください。(あはき法第9条の2第2項、柔整法第19条第2項)

提出書類	提出部数	注意事項
施術所(休止、廃止、再開)届	1部	
施術所開設届出済証明書(返納)		交付された施術所



## 8 . 施術者出張専門業の開始について

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が出張のみによってその業務に従事するときは、「出張業務開始届」を保健所へ提出してください。なお、既に開設されている施術所から出張する場合は、出張業務開始届の提出は必要ありません。（あはき法第9条の3）

提出書類		提出部数	注意事項
出張業務開始届		1部	印鑑を持参してください。
添付書類等	業務に従事する施術者の免許証の写し	1部	業務に従事することとなった施術者の免許証原本と写しを持参してください。（原本と照合します。）
	業務に従事する施術者の運転免許証等	提示のみ	業務に従事することとなった施術者の運転免許証等を提示してください。

\* 本人確認については、運転免許証等により行うよう国から通知がありましたので、詳しくはお問い合わせください。

## 9 . 施術者出張専門業の届出事項に変更等が生じた場合

出張専門業務を休止、廃止若しくは再開したとき若しくは住所変更をしたときは、「出張業務（休止、廃止、再開）届」を保健所に提出してください。（あはき法第9条の3）

	変更事項	提出書類	提出部数
(1)	業務を休止、廃止又は再開したとき	出張業務（休止、廃止、再開）届	1部
(2)	住所変更をしたとき （市内転居や地番変更）	出張業務（休止、廃止、再開）届	1部
(3)	住所変更をしたとき（市外転居）	出張業務（休止、廃止、再開）届	1部
(4)	施術所を開設するとき	保健所にご相談ください。	

\* 必要に応じて、運転免許証等や住所の確認できる書類等の提示を求めることがあります。

\* 新しい住所地において施術者出張専門業務を行うときは、新しい住所を管轄する保健所等の出張業務開始届が必要となります。旧住所地の保健所に廃止届を提出してください。

## 10 . 滞在施術業の開始について

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が、その住所地（施術所を開設しているときはその所在地）の都道府県以外の地に滞在して業務を行おうとする場合、「滞在業務届」を、滞在して業務を行おうとする地の保健所に提出してください。（あはき法第9条の4）

提出書類		提出部数	注意事項
滞在業務届		1部	印鑑を持参してください。
添付書類等	業務に従事する施術者の免許証の写し	1部	業務に従事することとなった施術者の免許証原本と写しを持参してください。（原本と照合します。）
	業務に従事する施術者の運転免許証等	提示のみ	業務に従事することとなった施術者の運転免許証等を提示してください。

## 施 術 所 開 設 届

年 月 日

千葉県 保健所長 様

開設者住所（法人の場合は主たる事務所所在地）

〒

電話 （ ）

氏名（法人の場合は名称及び代表者職氏名）

次のとおり施術所を開設したのでお届けします。

記

名 称				
開 場 設 所	〒 電話 （ ）			
開 年 月 設 日	年 月 日			
（ ） 施 術 日 ・ 時 間				
業 務 種 類	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復			
業務に従事する 施 術 者	氏 名	資 格	免 許 番 号	免 許 年 月 日
	晴・盲			
	晴・盲			
	晴・盲			

構造設備の概要	( ) 敷地面積			m <sup>2</sup>	
	構 概 造 要	木造 耐火( ) その他( )		) )	
	( ) 建築面積			m <sup>2</sup> (延面積) m <sup>2</sup> )	
	専 用 施 術 室 積 面			m <sup>2</sup>	
	待 合 室 積 面			m <sup>2</sup>	
	外 気 開 放 積 面 (換気装置)	( )		m <sup>2</sup> )	
	消 設 毒 備	手 指			
		器 具 等			
そ の 他					

( )の項目記載は必須ではない

添付書類

1. 業務に従事する施術者の免許証の原本及び写
2. 施術所の案内図
3. 施術所の概要を示す平面図(用途を明記すること)
4. 法人の場合は定款(寄附行為)及び登記簿謄本

## 施術所開設届出事項中一部変更届

年 月 日

千葉県 保健所長 様

開設者住所（法人の場合は主たる事務所所在地）  
〒  
電話 （ ）  
氏名（法人の場合は名称及び代表者職氏名）

下記のとおり施術所開設届出事項中の一部を変更したのでお届けします。  
記

- 1 . 名称
- 2 . 所在地 〒  
電話 （ ）
- 3 . 変更した理由及び変更年月日
- 4 . 変更事項

（記入にあたっては、施術所開設届書の当該部分の様式に準じて変更前、変更後を明示すること）

### 添付書類

- 1 . 構造設備を変更した場合は平面図
- 2 . 施術者にかかる変更の場合は免許証の写（原本も必要）

## 施術所（休止、廃止、再開）届

年 月 日

千葉県 保健所長 様

開設者住所（法人の場合は主たる事務所所在地）  
〒

電話 （ ）

氏名（法人の場合は名称及び代表者職氏名）

下記のとおり施術所を（休止、廃止、再開）したのでお届けします。  
記

1 . 名称

2 . 所在地 〒

3 . （休止、廃止、再開）年月日

電話 （ ）

4 . 休止の場合はその期間

5 . （休止、廃止、再開）の理由

添付書類

再開届の場合は、施術者の免許証の写

第 46 号様式

## 出張業務開始届

千葉県 保健所長 様 年 月 日

住所  
〒

電話 ( )

氏名

下記のとおり、出張のみの業務を開始したのでお届けします。  
記

- 1 . 業務開始年月日
- 2 . 業務の種類

添付書類

施術者の免許証の写（原本も必要）

## 出張業務（休止、廃止、再開）届

千葉県 保健所長 様 年 月 日

住所〒

電話 ( )

氏名

下記のとおり出張業務を（休止、廃止、再開）したのでお届けします。

### 記

- 1 . ( 休止、廃止、再開 ) 年月日
  
- 2 . 施術者の住所、氏名及び晴盲の別  
( 住 所 ) 〒  
( 氏 名 ) 電話 ( )  
( 晴盲の別 )
  
- 3 . 休止の場合は期間
  
- 4 . ( 休止、廃止、再開 ) の理由

# 滞 在 業 務 届

千葉県 保健所長 様

年 月 日

住所〒

電話 ( )

氏名

下記のとおり、滞在業務を行いたいのでお届けします。

## 記

1. 業務の種類

2. 業務を行う場所 〒

電話 ( )

3. 業務を行う期間

年 月 日から 年 月 日まで

4. 施術者の住所、氏名及び晴盲の別  
(住所) 〒

(氏名)

電話 ( )

(晴盲の別)

添 付 書 類

施術者の免許証の写し (要原本照合)



(様式第1号)

施術所開設届出済証明交付申請書

年 月 日

千葉県 保健所長 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段の規定により、次のとおり届出を行ったことを証明願います。

1 名 称	
2 開 設 の 場 所	
3 開 設 者	
4 法第1条に規定する業務の種類	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆう
5 業務に従事する施術者	

(様式第2号)

出張業務開設届出済証明交付申請書

年 月 日

千葉県 保健所長 様

住 所

氏 名 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3前段の規定により、次のとおり届出を行ったことを証明願います。

1 施 術 者	
2 法第1条に規定する業務の種類	あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゆう
3 業務を行う主たる地区	

(様式第3号)

施術所開設届出済証明交付申請書

年 月 日

千葉県 保健所長 様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

柔道整復師法第19条第1項前段の規定により、次のとおり届出を行ったことを証明  
願います。

1 名 称	
2 開 設 の 場 所	
3 開 設 者	
4 業 務 に 従 事 す る 施 術 者	



(様式第4号)

## 施術所開設届出済証明書

- 1 名 称
- 2 開 設 の 場 所
- 3 開 設 者
- 4 業 務 の 種 類
- 5 業務に従事する施術者
- 6 届出受付日 年 月 日

上記は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項前段に規定する施術所の届出事項に相違ないことを証明します。

年 月 日

保健所長

印

本証明書は、施術所内(入り口を含む)に掲示するものです。



(様式第5号)

## 出張業務開設届出済証明書

- 1 業務の種類
  
- 2 施術者
  
- 3 業務を行う主たる地区
  
- 4 届出受付日                      年      月      日

上記は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3前段に規定する施術所の届出事項に相違ないことを証明します。

年    月    日

保健所長

印



(様式第6号)

## 施術所開設届出済証明書

- 1 名 称
- 2 開 設 の 場 所
- 3 開 設 者
- 4 業 務 の 種 類
- 5 業務に従事する施術者
- 6 届出受付日 年 月 日

上記は、柔道整復師法第19条第1項前段に規定する施術所の  
届出事項に相違ないことを証明します。

年 月 日

保健所長

印

本証明書は、施術所内(入り口を含む)に掲示するものです。